

学校法人国際基督教大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

学校法人国際基督教大学（以下「本法人」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、基督教の精神に基づき、「人権に関する世界宣言」の理想に則り、国際的協力の下に、大学その他の学校及びこれに附属する研究施設を設置することを目的とする。

また、国際基督教大学（以下「本学」という。）は基督教の精神に基づき自由にして敬虔なる学風を樹立し、国際的教養と民主的社会人としての良識とを有する良心的人材を養成することを目的とし、国際基督教大学高等学校（以下「本校」という。）は、基督教の精神に基づく教育によって、海外に勤務する邦人の子が帰国後、わが国の教育体系に適応するよう教育を行なうとともに、一般生を受け入れ、両者の相互啓発を図り、帰国生の日本人としての教養を深め、一般生の国際的視野を広め、もって国際的良識をもつ人材を養成することを目的とする。

これらの目的を達成するために教育・研究活動とその成果の社会への還元を推進しているが、こうした取組みを進める上では、本法人並びに本学及び本校（以下「本法人等」という。）の役職員が有する責務と外部から得る利益又は負うこととなる義務とが相反する状況が生じ得る。

このような利益相反の課題について、本法人等が取組むべき姿勢と対応の基本方針を明確にするため、学校法人国際基督教大学利益相反マネジメントポリシーを定める。

2. 利益相反の定義



(1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念をいう。

(2) 狭義の利益相反

本法人等の役職員が外部との連携等に伴って得る利益と本法人等における教育・研究等の責任が衝突・相反している状況をいう。

(3) 責務相反

本法人等の役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っており、本法人等における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

(4) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、役職員個人が得る利益と役職員個人の本法人等における責任とが相反している状況をいう。

(5) 組織としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本法人等が得る組織的な利益と社会的責任が相反している状況をいう。

3. 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 本法人等は、役職員による外部との連携活動等を尊重し、それらの取組みを支援するとともに、利益相反によるトラブルの発生を防止するために利益相反マネジメントに取り組む。
- (2) 本法人等は、外部との連携活動を支援するにあたって、利益相反マネジメントに関する公正かつ明瞭なルールを定めるとともに、その啓発活動によって、組織文化の醸成に取り組む。
- (3) 本法人等は、利益相反に関する適切なマネジメントとその取組の情報公開により、外部との連携活動の透明性と公平性を維持し、本法人等の社会的信頼の獲得に努める。

4. 利益相反マネジメントに係る体制等

- (1) 本ポリシーと関連する他の基本方針等

【学校法人国際基督教大学 コンプライアンス基本方針】

本法人等の役員、教職員が高い倫理観と社会的良識を持って実行すべき事項を定めたコンプライアンスの基本方針

【学校法人国際基督教大学 内部統制システム整備の基本方針】

理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関する本法人としての基本方針

- (2) 本ポリシーを具体化する諸規程等

【国際基督教大学 研究活動に関する利益相反管理規程】

本学において研究活動に携わる者及び研究活動の支援・管理に携わる者について、研究活動に対する利益相反の適切な管理に関して必要な事項を定めた規程

【学校法人国際基督教大学職員兼業規程】

本法人等の職員が就業規則等を遵守の上、兼業を行うために必要な事項を定めた規程

5. 本ポリシーに関する危機管理

利益相反に関して重大な危機事象が発生した場合は、学校法人国際基督教大学 危機管理規則に定める法人危機管理委員会及び理事会で対応等を審議する。

6. 本ポリシーの見直し及び改廃

本ポリシーに見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。